

本号で公布された法令のあらまし

- 1 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（政令第三十九号）（財務省）
- 1 関税割当制度が適用されている物品（二〇品目のうち、半年ごとに関税割当の数量を定めている四品目について、平成二十一年度下期における数量をそれぞれ次のとおり定めることとした。）（別表関係）
- (一) 乾燥した豆（ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの） 七万 トン
- (二) コンスターチの製造に使用するもの 二二万三、三〇〇 トン
- (三) コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの 三万七、七〇〇 トン
- (四) その他のもの（単体飼料用のもので粉砕その他の加工をしてないものの以外のもので） 七万 トン
- (五) 麦芽 二五万三、五〇〇 トン
- (六) でん粉及びイヌリン並びにでん粉等の調製食品のうちででん粉が最大の重量を占めるもの 七万八、五〇〇 トン
- 2 この政令は、平成二十一年一月一日から施行することとした。
- 1 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二四〇号）（文部科学省）
- 1 関係政令の整備
- 2 経過措置
- (一) 独立行政法人国立国語研究所（以下「国立国語研究所」という。）から国が承継する資産の範囲等を定めることとした。（第八条関係）
- (二) 大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「人間文化研究機構」という。）が行う積立金の処分に関する経過措置について定めることとした。（第九条関係）
- (三) 国立国語研究所の解散の登記について定めることとした。（第一〇条関係）
- (四) 人間文化研究機構が国立国語研究所から承継する資産の価額の評価に係る評価委員の任命等について定めることとした。（第一一条関係）
- (五) 人間文化研究機構による国有財産の無償使用について定めることとした。（第二二条関係）
- 3 この政令は、平成二十一年一月一日から施行することとした。ただし、2の(四)及び(五)については、公布の日から施行することとした。

政

令

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年九月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第三十九号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「平成二十二年四月一日から同年九月三十日まで」を「平成二十一年一月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同表数量の欄中「五〇、〇〇〇トン」を「七〇、〇〇〇トン」に、「二、一〇九、〇〇〇トン」を「二、一三三、三〇〇トン」に、「四、一〇〇〇トン」を「三七、七〇〇トン」に、「七三、〇〇〇トン」を「七〇、三〇〇トン」に、「三〇二、八〇〇トン」を「二五三、五〇〇トン」に改める。

附 則

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

財務大臣 与謝野 馨

内閣総理大臣 麻生 太郎

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年九月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二百四十号

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第十八号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第二条第三項及び第十二項、第三条第四項、第九条並びに第十三条並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五条の二第二項第七号、第七条の二第一項及び第八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第七条）

第二章 経過措置（第八条―第十二条）

附 則